

# 教育こども委員会報告資料

報告第16号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

… P 1

報告第17号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

… P 4

報告第27号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

… P 6

令和7年6月  
教育委員会



## 報告第 16 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

### 2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

### 3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
  - (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
  - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決を求める。

### 4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	円 71,700	令和7年 2月12日	令和7年 4月10日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	57,762	令和7年 2月12日	令和7年 4月10日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	89,432	令和7年 2月12日	令和7年 4月10日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	89,432	令和7年 2月12日	令和7年 4月10日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	105,416	令和7年 2月12日	令和7年 5月2日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	212,737	令和7年 2月12日	令和7年 5月2日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	86,982	令和7年 3月11日	令和7年 5月2日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	80,974	令和7年 3月11日	令和7年 5月9日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	80,974	令和7年 3月11日	令和7年 5月9日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	71,192	令和7年 3月11日	令和7年 5月9日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	65,066	令和7年 3月11日	令和7年 5月9日

( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	54,709	令和7年 3月11日	令和7年 5月16日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	54,709	令和7年 3月11日	令和7年 5月16日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	99,643	令和7年 3月26日	令和7年 5月16日

## 報告第 17 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

### 2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

### 3 請求の要旨

- (1) 相手方らが、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金等を支払うことを命じた仮執行の宣言を付した支払督促を認可する。
- (2) 督促異議の申立て後の訴訟費用は、相手方らの負担とする。  
との判決を求める。

### 4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

## 別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	円 87,755	令和6年 10月8日	令和7年 2月20日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	198,988	令和6年 10月30日	令和7年 4月10日

報告第 27 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

事 故 報 告 書

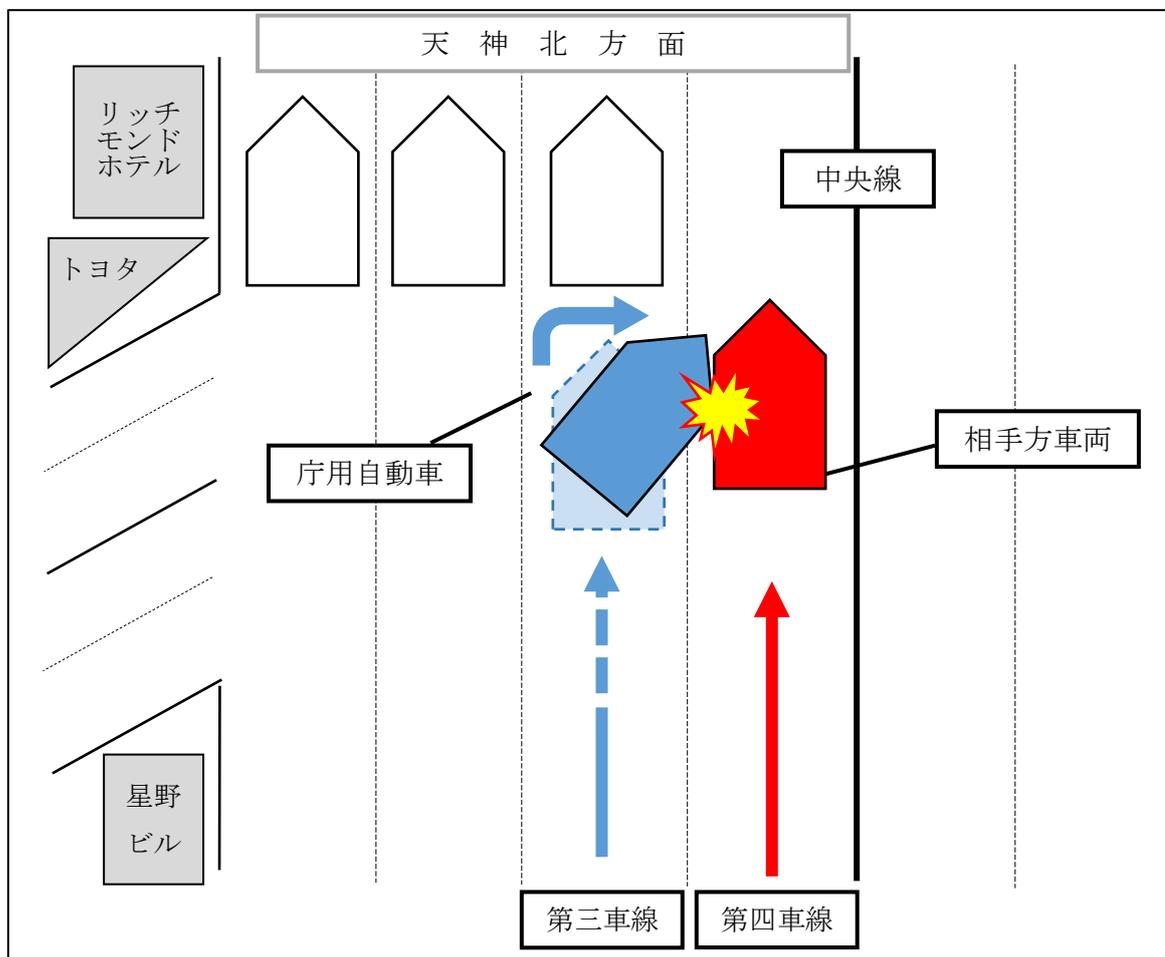
事故発生日時	令和 6 年 7 月 1 日（月曜日） 午後 4 時 15 分頃 天候：曇り			
事故発生場所	福岡市中央区渡辺通 4 丁目 渡辺通り 新川橋交差点			
相手方	住 所	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。		
	氏 名	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。		
事故の概要	<p>令和 6 年 7 月 1 日午後 4 時 15 分頃、教育委員会職員部職員課所属の会計年度任用職員が、学校訪問を終え本庁舎へ戻るため、庁用自動車にて福岡市中央区の渡辺通りを北向きに走行していた。</p> <p>渡辺通 4 丁目の新川橋交差点に進入した際、前方が渋滞し交差点内にて停車したところで信号が黄色に変わったため、右隣の車線へ車線変更しようとしてハンドルを切ったところ、後方から走行してきた相手方車両の左側面に庁用自動車の右前方部が接触し、相手方車両は左側面が前方から後方にかけて損傷し、庁用自動車は右前方部が損傷したもの。</p>			
損害の程度	相手方	人的損傷	なし	
		物的損傷	左フロントドア、左リアドア、フロントバンパー等 375,243 円・・・(A)	
	市側	人的損傷	なし	
		物的損傷	フロントバンパー、右前フェンダー、ホイール等 217,138 円・・・(B)	
過失割合	相手方	1 割 (C)	本市	9 割 (D)
損害賠償額 (A) × (D) - (B) × (C)	316,005 円			

# 事故現場見取り図

地図



平面図 (新川橋交差点)



事故車両写真

【写真1】相手方車両損傷箇所



【写真2】庁用自動車損傷箇所

